

施設の「禁煙宣言」しませんか？

岡山県では、屋内禁煙の表示を進めていくため、禁煙宣言施設を募集しています。

禁煙宣言施設には、禁煙を表示するステッカーを無料でお渡しします！

ステッカーは
右の2種類から
選べます！



対象施設 飲食店、小売店、事務所、工場、宿泊施設等（健康増進法の第二種施設）

※第一種施設（学校、児童福祉施設、病院、薬局、行政機関の庁舎等）は対象外

宣言要件 施設の屋内を禁煙とすること（加熱式たばこ、電子たばこを含む）

※詳細は裏面「禁煙施設宣言書」の「屋内禁煙の確認」欄を参照

宣言方法 ①または②のいずれかの方法による

①「禁煙施設宣言書」を下記提出先に直接提出、郵送、またはFAX

② 岡山県電子申請サービスで必要事項を入力

電子申請はこちらから



※ステッカーの交付について

・窓口に提出された場合は、その場でお渡しします。（ただし、岡山市・倉敷市保健所の場合は後日郵送。）

・郵送、FAX、電子申請の場合は後日郵送となります。

| 施設の所在地 | 提出先の保健所・支所 | |
|---------------------|------------|---|
| 岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町 | 備前保健所 | 〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 TEL:086(272)3950 FAX:086(271)0317 |
| 備前市、赤磐市、和気町 | 備前保健所 東備支所 | 〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 TEL:0869(92)5179 FAX:0869(92)0100 |
| 倉敷市、総社市、早島町 | 備中保健所 | 〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL:086(434)7025 FAX:086(425)1941 |
| 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町 | 備中保健所 井笠支所 | 〒714-8502 笠岡市六番町2-5 TEL:0865(69)1673 FAX:0865(63)5750 |
| 高梁市 | 備北保健所 | 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 TEL:0866(21)2835 FAX:0866(22)8098 |
| 新見市 | 備北保健所 新見支所 | 〒718-8550 新見市高尾2400 TEL:0867(72)5691 FAX:0867(72)8537 |
| 真庭市、新庄村 | 真庭保健所 | 〒717-8501 真庭市勝山591 TEL:0867(44)2991 FAX:0867(44)2917 |
| 津山市、鏡野町、久米南町、美咲町 | 美作保健所 | 〒708-0051 津山市椿高下114 TEL:0868(23)0148 FAX:0868(23)6129 |
| 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村 | 美作保健所 勝英支所 | 〒707-8585 美作市入田291-2 TEL:0868(73)4055 FAX:0868(72)3731 |
| 岡山市 | 岡山市保健所 | 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL:086(803)1263 FAX:086(803)1758 |
| 倉敷市 | 倉敷市保健所 | 〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL:086(434)9820 FAX:086(434)9805 |

禁煙施設宣言書

年 月 日

_____保健所（支所）長 殿

施設管理者氏名： _____

当施設は、屋内を全面禁煙とすることを宣言します。（電子たばこを含む）

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| ふりがな | | |
| 施設名 | (施設の名称又は区分所有における独立した名称を記入すること) | |
| 施設の所在地 | 〒 _____ | |
| 屋内禁煙の確認 内容を確認し 確認欄に○を 記入すること | 確認 | 取組状況 |
| | | 施設の屋内を <u>すべて</u> 終日禁煙とする ※規制対象：紙巻きたばこ等、加熱式たばこ、電子たばこ ※一定期間のみではなく、継続的に禁煙に取り組むこと ※取組の対象に宿泊施設の客室等は含まない |
| 連絡先 | 担当者氏名： | 電話： _____ |
| | メールアドレス： | |
| 施設の種別 該当するもの の番号を○で 囲むこと | 施設の種別 | 例示 |
| | 1 文化・運動施設 | 図書館、劇場、ホール、公民館、集会場、展示場、美術館、博物館、体育館、屋外競技場など |
| | 2 公共交通機関 | 駅、バスターミナル、空港、フェリーターミナルなど |
| | 3 娯楽施設等 | ボウリング場、映画館、テーマパーク、パチンコ店、カラオケ店、ビリヤード場、銭湯など |
| | 4 飲食店 | レストラン、居酒屋、喫茶店など |
| | 5 宿泊施設 | ホテル、旅館など |
| | 6 3～5以外の一般企業等 | 事務所（団体等の事務所も含む）、郵便局、工場、商店、理髪店など |
| 7 その他 | 1～6に分類されない施設 | |
| 希望するステッカー | ①禁煙マークあり () 枚 ②禁煙マークなし () 枚 | 原則各5枚まで (出入口等が多い場合は、別途ご相談ください) |